

## 10年経験者研修にかかる在職期間の例

「在職期間10年」とは、実質の勤務期間が10年を満たした場合をいう。以下の場合等の計算方法に留意する。

出産休暇（産休）、部分休業、育児短時間勤務は、勤務期間とみなす。

育児休業（育休）、療養休暇（療休）、休職は、勤務期間とみなさない（12か月以上の育休、休職のそれぞれ、または育休、療休、休職の二つ以上の期間が連続する場合は、年度のまたがりの有無にかかわらず、12か月を1年として除算する）。

A教諭		H21. 4. 1 愛知県採用										2019	2020	2021	2022	2023	平成31年度受講対象者
年数	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35		

平成21年4月1日に採用され、平成31年4月1日を過ぎる場合	在職期間は10年を経過する。
--------------------------------	----------------

B教諭		H21. 4. 1 愛知県採用										2019	2020	2021	2022	2023	8年と数えるため 平成33（2021）年度 受講予定者
年数	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35		
			産休		育休												

産休を4か月と育休を34か月取った場合	産休は勤務期間とみなす（平成24年度は勤務）。育休の34か月のうち24か月（2年）を除算する。12か月に満たない端数は数えない。
---------------------	--

C教諭		H21. 4. 1 愛知県採用										2019	2020	2021	2022	2023	6年と数えるため 平成35（2023）年度 受講予定者
年数	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35		
			産休		育休		産休		育休								

産休4か月・育休32か月を取り、引き続き産休4か月・育休32か月を取った場合	1回目の育休のうち24か月（2年）と2回目の育休のうち24か月（2年）の計4年を除算する。12か月に満たない端数は数えない。 ※2回の育休は連続しないので別々に計算する。
--	--

D教諭		H21. 4. 1 愛知県採用										2019	2020	2021	2022	2023	9年と数えるため 平成32（2020）年度 受講予定者
年数	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35		
					休職			療休	休職								

休職1回目に10か月を、2回目に療休3か月に引き続き9か月を取った場合	1回目の休職は12か月未満なので、数えない。2回目は療休と休職が連続し、合わせて12か月となるので、1年を除算する。
-------------------------------------	--

E教諭		H21. 4. 1 愛知県採用										2019	2020	2021	2022	2023	平成31年度受講予定者
年数	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35		
			休職				休職			休職							

休職1回目に8か月、2回目に9か月、3回目に8か月を取った場合	休職の期間がいずれも12か月未満なので、除算しない。
---------------------------------	----------------------------

F教諭		H21. 4. 1 他都道府県採用					H27. 4. 1 愛知県採用					2019	2020	2021	2022	2023	8年と数えるため 平成33（2021）年度 受講予定者
年数	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35		
					講師	講師											

他都道府県または私立で採用され、4年で退職。その後講師を2年経験し、本県に採用された場合	他都道府県や私立での在職期間と、本県での在職期間を合わせて数える。期限付任用、臨時的任用、任期付任用、非常勤講師は在職期間から除算する。
--	--

G教諭		H19. 4. 1 愛知県採用										2019	2020	2021	在職期間10年となり 平成31年度受講対象者		
年数	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		H33	
				産休		育休											

産休4か月・育休30か月を取ったため、10年経験者研修を延期していた場合	育休30か月のうち24か月（2年）を除算するため、平成31年度4月1日目で10年を経過し、平成31年度受講対象者となる。
--------------------------------------	--

※本年度の受講対象者かどうか迷う場合は、総合教育センター研修部 基本研修室までお問い合わせください。（電話 0561-38-9507）